

◎第五次長期総合計画基本計画の検証と今後の取組みの必要性・方向性

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
フィールド1 快適交流	1. 良好な都市空間の形成	1 計画的な土地利用の推進	コンパクトで持続可能なまちづくりを図るため、立地適正化計画を策定し、計画的な土地利用の推進に寄与した。	さらにコンパクトなまちづくりを目指すため、適正な土地利用を検討する必要がある。	A
		2 地籍調査の推進	上部東西線や国道11号バイパス等の道路建設計画地域で優先的に地籍調査を実施して公共事業の推進に貢献するとともに、実施面積及び進捗率も目標値を上回る成果を達成しており、土地利用の円滑化に効果があった。	公共事業及び災害復旧対策等との連携や土地利用の円滑化に寄与する観点から、今後も更に重要性が高まることが予想される。また、事業の推進を目指して国が策定する第7次国土調査事業十箇年計画との整合を図るためにも継続して取り組んでいく必要がある。	B
	2. 道路の整備	1 広域幹線道路の整備	国道11号新居浜バイパスのうち、3-2工区の2車線暫定供用、3-3工区の4車線供用により、幹線道路の渋滞緩和が図られ市街地とのアクセス向上に寄与した。	残る1工区、3-1工区が早期完成し、国道11号新居浜バイパスの全線供用を目指すため、なお一層の支援が必要である。	A
		2 市域内幹線道路の整備	市道角野船木線が完成し、県道西町中村線、郷檜の端線及び市道上部東西線の一部供用されたことで、交通混雑や走行時間の短縮だけでなく、地域の活性化、観光等地域経済の発展などに効果があった。	市域内幹線道路の内事業化区間については、早期供用を目指し、事業推進を図っていく必要がある	A
		3 生活道路の充実	狭小区間の拡幅改良を進めるとともに、路面・側溝等の維持修繕についても適切な管理を実施した。また橋梁長寿命化修繕計画に則り橋梁修繕を実施することができ、市道などの生活道路の円滑で安全かつ快適な通行が確保できた。	市道などの生活道路は、日常生活の中で最も身近な道路であり、今後においても、市民要望を踏まえ、生活道路の改良を推進するとともに道路ストックの適切な維持管理に努めていく必要がある。	B
		4 道路交通安全対策の推進	道路を通行する上で、危険な箇所において安全性確保のために、カーブミラーや区画線を設置した。また、学校周辺においては、児童の通学路にグリーンベルトを設置し、交通安全対策を実施した。	カーブミラーや区画線については、道路を通行する上で必要不可欠なものであり、今後も補修や新設を実施する必要がある。また、小学校周辺における通学路については、グリーンベルトや防護柵等の安全対策を検討及び実施していく必要がある。	B
		5 安全で快適な自転車利用環境の創出	自転車通行帯のカラー化や矢羽根等の路面表示による通行位置の明示により、通行空間整備が計画どおり進み、安全で快適な通行空間が確保できた。	現在施行中の優先整備の短期予定路線については令和2年度で完了予定であるが、令和3年度以降の長期予定路線についても引き続き整備を行う必要がある。	B
	3. JR新居浜駅周辺の整備	1 JR新居浜駅周辺の公共施設整備	駅前広場、南北自由通路、駐輪場、駐車場、公衆トイレ等を整備し、新居浜市の玄関口にふさわしい整備が行われた。	基盤整備が完了したため、より賑わいの創出に向け、民間事業者にも働きかける必要がある。	B
		2 駅南北一体化による新都市拠点の形成	駅南地区のまちづくりについて、新居浜駅周辺まちづくり協議会を設立し、協議を行っているが、事業実施には至っていない。	新都市拠点の形成に向け、より必要な施設整備を行うため、市民の皆様の意見を伺う必要がある。	A
	1 公営住宅等の整備	1 公営住宅等の整備	老朽化した公営住宅を建替えることにより、バリアフリー性能の向上等居住環境の改善が図られた。	短期間での大量の住宅更新は困難であるため、今後も計画的に建替えを実施し、良質なストックの形成に努める。	A
		2 住宅及び住環境の整備	公営住宅の耐震化について、計画的どおりに事業を実施し、入居者の安全性の確保につながった。	令和元年度で耐震改修事業は完了するが、老朽化した住宅を維持管理するには、計画的な改修・修繕が必要であるため、引き続き計画的に整備を行う必要がある。	B

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
4. 安心な住宅の整備	3 高齢者の住宅の確保		公営住宅建替時に「型別供給」で計画することにより、高齢者の入居可能な住宅の確保ができた。	今後の建替時にはバリアフリー化や型別供給は必須であるため、建替えを進めることにより、必然的に高齢者住宅の確保につながることで、また、平成29年度に「新たなセーフティネット制度」が創設され、高齢者だけではなく、障がい者、子育て世帯、外国人等についても入居の配慮が必要であることから、今後は住宅の確保を要する対象の拡大を検討していく。	B
	4 住宅・住環境の防災性の向上		耐震診断については、ほぼ予定通り、補助による支援ができ、一定の住宅の防災性の向上が図れた。	耐震診断に関しては、十分な実績が得られなかったため、引き続き、出前講座や、戸別訪問により耐震化の重要性の啓発に努める。	B
5. 公園・緑地の整備	1 既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実		公園長寿命化計画に基づき、効率的・計画的な施設の更新・拡充を図ることができた。	長寿命化計画に基づき、さらに効率的な施設の更新・拡充を図る必要がある。	A
	2 公園・緑地整備の推進		公園が不足している地区に新規公園を整備することができた。	公園が不足している地区については、整備手法の工夫も含め、検討を重ねる必要がある。	B
	3 総合運動公園整備の推進		総合運動公園構想の策定により、総合運動公園の整備に向けて、確実に前進した。	現在、国土調査を活用し、候補地である観音原地区周辺の地籍調査を行っている。今後、基本計画の策定などに取り組む中で、財源、施設の整備順などの検討が必要になるが、各種団体から大変期待されている事業であるため、他の大型事業との優先順位なども鑑みながらも、着実に整備に向けて取り組んでいく必要がある。	A
	4 良好な景観の形成		市民との協働による景観計画の策定に向け、検討を行うことができた。	令和元年度中に景観計画の策定を行い、実効性ある計画とするため、条例制定を行う必要がある。	B
6. 港湾の整備	1 物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備		新たな公共ふ頭の整備により、物流機能の高度化に対応することができた。	公共ふ頭の整備は、国が新たに[PORT2030]を示したことから、国の指導・助言を得ながら、関係機関・利用企業等の意見を踏まえ、港湾計画の見直しに取り組む必要がある。	B
	2 大規模地震対策施設の整備		耐震強化岸壁の整備により、震災時における緊急物資輸送拠点を確保することができた。	耐震対策は多額の費用を要することから、企業の生産活動の動向を踏まえ、計画的に整備を実施する必要がある。	B
	3 港湾・海岸保全施設の適切な管理と長寿命化		維持管理計画を策定することにより、今後の適切な港湾施設の管理に効果があった。	管理する施設は膨大な数であり、施設の長寿命化対策を実施するには多額の費用を要することから、継続的かつ計画的に実施する必要がある。	A
1. 地球環境の保全	1 地球温暖化防止対策の推進		環境保全団体等による市民・事業者への地球温暖化防止の啓発活動や市民への新エネ設備の導入支援等により、地球温暖化対策の推進を図った。	地球温暖化問題は今後も国を挙げて取り組む重要課題であり、本市においても温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けて、今後、関連計画の十分な検証と見直しを行い、ソフト・ハード両面における施策の拡充を図る必要がある。	A
	2 地球環境問題の意識啓発の充実		環境保全団体との協働等による地球温暖化防止に係る啓発活動の実施により、多くの市民・事業者の環境意識の向上が図られた。	環境活動を行う人材の確保と充実を図るため、活動の活性化に向け今後より多くの市民・事業者への啓発活動を継続して行う必要がある。	B

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
フィールド2 環境調和		3 環境学習・環境教育の推進	環境保全団体との協働等による環境保全に関する学習機会の提供やエコポイントなど環境活動の参加へのインセンティブの付与等により、環境学習・環境教育の推進を図った。	地球温暖化問題は、全ての世代の市民に係わる重要な課題であり、今後も幅広い世代への啓発活動を継続して実施する必要がある。	B
	2. 生活環境の保全	1 環境監視と連絡体制の充実	大気の状態を常に監視するとともに、水質の定期調査によって市民の生活環境の維持への確認を行った。	今後も環境監視体制を継続し、緊急時の連絡体制の充実を図り、市民の生活環境の保全に努める。	B
		2 環境保全等の推進と意識啓発の充実	道路交通騒音を調査して幹線道路に面する環境基準の達成状況を確認するとともに、野焼きや騒音、犬・猫に関する苦情について適切な指導、啓発を行った。	他の地域での道路交通騒音を調査し、日常生活における苦情についても適切な指導・啓発に努める。	B
		3 公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進	公共下水道の整備及び合併浄化槽の設置推進により生活排水の水質改善に効果があった。	快適な生活環境の保全のためには引き続き取り組む必要がある。	B
		4 葬祭施設等の適正な管理の推進	老朽化した火葬炉等を更新する斎場施設整備事業火葬棟改修工事を実施しており、工事が進めば、一日複数回稼働できる炉の導入で、今後、増加が見込まれる火葬数に対応できるようになる。また、8炉全てを大型炉とし、現代人の高身長化に対応できるようになることで、葬祭施設等の適正な管理の推進につながる。	待合棟についても、待合室、トイレ、空調等の改修が必要である。また、遺族に配慮し、柩の運搬方法及びバスの降車位置の改善、おもいやり駐車場の整備等が必要となっている。	B
	3. ごみ減量の推進	1 ごみの減量と3Rの推進	古布のリサイクルとして布類を新たな分別区分として収集を実施し、リサイクル量の増加を図るとともに、集団回収、生ごみ処理容器等への補助、ダンボールコンポストなどの普及啓発を実施を通じて市民意識の向上が図れた。	ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上、市民のごみ削減に関する意識の向上などについては、より一層の向上に努めなければならず、継続実施する必要がある。	A
		2 地域環境美化活動の推進	市民一斉清掃、まち美化キャンペーン等でポイ捨て、不法投棄防止の啓発活動を実施した。不法投棄対策として、啓発看板の配布、監視カメラの設置を行った。	ごみステーションの不適切な利用や、ポイ捨て及び不法投棄が絶えないため、引き続き啓発活動を実施する必要がある。	B
		3 廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進	ごみ処理施設基幹的設備改良工事の実施、し尿及び浄化槽汚泥の下水処理場での共同処理事業の着手により、廃棄物処理施設の長寿命化に効果があった。	目標年次までの安定稼働のため、点検整備に加えて、定期的な精密機能検査・長寿命化計画による設備更新を実施し、予防保全に取り組む必要がある。また、次期施設の検討を開始する必要がある。	A
	4. 下水道施設の整備	1 下水道普及率の向上	継続的な汚水施設の整備によって下水道普及率が向上し、快適な生活環境整備に効果があった。	汚水施設については、国から10年概成を求められていることもあり、引き続き重点的に取り組む必要がある。	A
		2 下水道施設の維持管理・改築更新	既存施設の老朽化が進んできており、多くの施設で更新等が必要となってきている中で、優先順位の高い施設から長寿命化計画に沿って整備を進めてきたが十分ではない。	国の制度変更により、令和3年度以降の下水道施設の改築更新には、施設全体を対象とした「ストックマネジメント計画」が必要となった。	A
		3 防災の充実	過去の浸水被害箇所を優先的に雨水幹線施設を整備し、安全な生活環境の整備に一定程度の効果はあった。	雨水の放流先となる河川の未整備等の理由により、雨水幹線施設が整備できず、浸水が解消できないところが残っている。	A
		4 潤いのある水辺空間の創出	近年の異常な豪雨による流出土砂の増加や温暖化による雑草の繁茂に対し、適切な浚渫や除草を行うことにより潤いのある水辺空間としての機能を確保できた。	河川や水路を潤いのある水辺空間として機能させ、快適な生活空間を維持するためには、適切な浚渫や除草による維持管理が不可欠である。	A

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
5. 安心で安全な水道事業の推進	1 安心で安全な給水の確保		水安全計画の策定をしたことで、水質悪化時の対応を迅速かつ正確に行えるようになり、水道施設監視システムの更新により、施設の安定運用及び24時間の水質監視が可能となり、安心で安全な給水の確保に効果があった。	策定した水安全計画の内容を見直したり、現在の監視システムの適切な整備を行い、継続して施設の監視が必要である。	B
	2 上水道の安定供給		上水道の安定供給として水道施設の計画的な更新・耐震化整備を実施し、有収率は上昇傾向に有り、安心・安全な水道事業の推進に効果があった。	基幹管路の耐震化率はまだ全国平均を下回っており、今後より重点的な水道施設の更新・耐震化整備が必要である。	A
	3 水道事業の経営基盤の強化		営業収支比率は目標値である100%以上を維持してはいるが、計画策定時から大幅な減少が続いており、経営基盤の強化に向けた取組が必要である。	平成30年度に策定を行った新居浜市水道事業経営戦略に基づき水道事業の基盤強化を目指していく。	A
	4 工業用水道の安定供給		工水施設更新計画を策定し、配水池を耐震化したことで、工業用水道の安定供給に効果があった。	配水管更新計画に基づき、今後は管路の耐震化率を向上させる必要がある。	A
	5 工業用水道事業の経営基盤の強化		営業収支比率は100%以上であり、健全な経営を維持している。	財政収支計画に基づき、今後も安定した経営を持続させていく。	B
1. 工業の振興	1 新事業展開の促進		補助金制度、融資制度、支援機関への委託事業による企業支援やセミナー・相談会の開催等により新たな企業展開への支援を行い、販路拡大や経営基盤の強化が図られた。	企業の競争力や活力維持のため、引き続き支援を行う必要がある。	B
	2 支援体制の強化・拡充		新居浜市ものづくり産業振興センターは、地域中小企業の人材育成施設としての取り組みを進めてきた。また、えひめ東予産業創造センターは、圏域の人材育成や新技術開発等の支援を目的として活動を続けてきた。両機関が連携をして事業を行うことにより、中小企業の支援体制の強化・拡充が図られた。	ものづくり産業振興センターとえひめ東予産業創造センターの安定的な経営のためそれぞれの役割分担を明確化及び新居浜高等技術専門学校との連携推進が必要である。	B
	3 産業を支える人づくり		各機関、団体への委託事業や補助金・負担金を交付した事業により企業の人材育成支援を行い、幅広い分野、年代層の産業人材育成が図られた。	生産年齢人口が減少している中、企業の人材育成支援を継続して行う必要がある。	A
	4 企業誘致及び立地の促進		企業用地の整備、売却を行うとともに、企業立地促進条例に基づく補助金制度により、企業誘致や立地の促進を図った。	補助金制度により企業留置や設備投資に結びついており、新たな企業用地の整備要望もあることから、取り組みを継続する必要がある。	A
2. 商業の振興	1 にぎわいと魅力あふれる商店街の形成		夏まつりやはまさいなど商店街活性化のためのイベント助成を行い、地域のにぎわいを創出した。また、商業振興センターの活用について、「まちづくり協議会」において検討した。	商店街への人の流れをつくり、地域の魅力を発信するイベントの開催など、引き続き支援を行う必要がある。	B
	2 商業の集積と機能の充実		中小企業振興条例の助成について、空き店舗活用事業や共同施設設置事業、事務所賃借事業において助成を行い、中小企業者等の発展に寄与した。	中心商店街活性化、中心市街地へ都市機能を誘導するため、引き続き支援を行う必要がある。	B
	3 経営・販売促進への支援		創業支援補助金及び創業融資金利子補助金を創設し、創業者に対する助成を行った。また、中小企業融資制度に基づき、融資を行った。さらには、中小企業振興条例に基づくインターネットショップ開設補助などを行った。これらの取組みにより、中小企業者の経営の安定及び発展に寄与した。	小売業の従業者数が減少しているなど、商業を取り巻く環境は悪化している。各店舗の経営基盤強化のため、引き続き重点的に支援を行う必要がある。	A

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
フィールド3 経済活力	3. 農業の振興	1 農産物の地産地消の推進	新居浜市産農畜産物、水産物及びそれらを使用した加工品を一定量取り扱う事業者等を「新居浜市地産地消協力店」として認定することにより、市民等に新居浜市の地産地消の取り組みを宣伝するとともに、新居浜市産品の生産拡大と消費拡大を図ることができた。	地産地消に取り組む事業者の拡大を図る。	A
		2 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進	有害鳥獣の駆除に努め、また、ワイヤーメッシュ等の設置補助を行うことにより、被害の軽減を図ることができた。自然農園についても随時募集を行い利用者の農業への理解を深めることができた。	鳥獣被害が続く中で、引き続き、駆除・防除に取り組んでいきたい。自然農園利用者が減少しているので市政だよりやホームページ等で広報をして新規利用者の増加を図る。	A
		3 担い手の育成と営農支援体制の確立	新規就農相談会を開催し、担い手の確保に努めた。	高齢化による担い手不足であるため、農業関係機関と連携し、新規就農者の確保に努める。	B
		4 農業生産基盤の整備	農道、水路等の改良を行い、農業生産基盤の整備を進めた。	農道・水路の老朽化が進行しているため整備を継続する必要がある。	B
		5 農産物のブランド化と高付加価値化の促進	新居浜市大島での七福芋(白いも)可能性調査を行い、作付け拡大に向けて現状把握を行った。	令和2年度以降、法人による七福芋(白いも)の作付け拡大を愛媛県とともに支援していく。	B
	4. 林業の振興	1 環境保全とふれあいの森林づくり	市民の森の整備が計画的に進み、来園者の増加につながった。	今後も老朽化した施設の更新を順次実施し、ライフサイクルコストの縮減に努めたい。	A
		2 林業生産基盤の整備	林道加茂角野線、林道保土野線の開設事業については、災害などの影響で開設距離が鈍化しつつも、少しずつは進めることができた。別子山地区森林整備事業については、今年度から森林作業道の開設に着手した。	森林整備において林道は必要不可欠なものであり、今後も重点的に事業を推進していかなければならない。	A
		3 木材の加工流通の整備	木材加工業者から要望があった年度については、予定通り国からの補助金をうけることができ、施設整備を進めることができた。	令和2年度以降に施設整備を希望する業者がいるため、今後も継続して支援をしていく必要がある。	B
		4 林業経営体の育成と就労体制の支援	毎年東予流域活性化センターへ負担金を支出し、森林組合等の林業従事者育成のための研修などを積極的に支援した。	今後新たな森林管理システムの推進にあたり、林業の担い手育成は喫緊の課題であり、今後も継続して支援をしていく必要がある。	B
	5. 水産業の振興	1 漁業生産基盤の整備	漁港施設機能保全計画に基づく施設の改修、漁協所有施設の補修、更新費用への補助により、生産基盤の整備が図られた。	老朽化施設がまだ残存しており、事業を継続していく必要がある。	A
		2 漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援	新規就業者への支援等による担い手への支援は効果があったが、漁業協同組合の強化の面では、効果的な施策を実施できなかった。	担い手への支援を継続していくとともに、漁協統合へ向けての支援をしていく必要がある。	B
		3 環境にやさしい漁業の推進	漁業活動で生じる海底ごみの収集、処分に対する補助を実施することで、漁場環境の向上に寄与することができた。	引き続き事業を継続していくとともに、荒廃地となった漁港用地の環境整備を行う必要がある。	B
		4 水産物の高付加価値化の推進	未利用漁を利用した水産加工物の開発、通販事業の販路開拓を行い、高付加価値に繋がった。	今後も商品開発を推進するとともに、より一層の各関係事業者のネットワークを構築する必要がある。	B

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
6. 観光・物産の振興	1 観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実	各種イベント等に対する支援を実施し、観光情報の発信や誘客促進に努めた。また、NS観光推進協議会や三市連携推進協議会により広域観光の情報発信や観光ルートの充実を図った。	地域資源を生かした魅力的な商品開発と効果的な情報発信の方策を検討する必要がある。	B	
	2 産業遺産を活用した観光の振興	平成29年度には新居浜市観光振興計画を策定し、本市観光の目指すべき方向性を定めた。また、長年の懸案であった旧別子観光センター跡地については、先行事業として筏津坑の再整備を実施し、今後跡地の再整備に向けた取組を推進する。	市外はもとより、市民に対しても銅婚＝新居浜というイメージを浸透させる施策を検討する必要がある。	B	
	3 太鼓祭りを活用した観光の振興	例年の祭礼行事において、観光客等が安全、快適に観覧できる環境整備に取り組んだほか、市外への太鼓台派遣事業等を通じて、市外・県外における太鼓祭りの認知度向上や誘客促進に努めた。	太鼓台の運行で、鉢合わせ行為が毎年のように発生しているなど、観光客が安心・安全、快適に太鼓祭りを観覧できる祭りにする必要がある。	B	
	4 新居浜ブランドの育成・拡大	観光名刺や特産品を活用した情報発信、観光商品開発、新居浜市物産協会事業の振興、県外物産展の開催、特産品として新居浜硝子の開発および白いもの販売促進を行った。	民間における営利活動には至っておらず、観光消費額の増加に繋がる取組みに繋がっていない。	A	
	5 ホスピタリティの向上と人材育成	観光案内看板の多言語化を実施し、インバウンドの受入体制の充実を図った。また、観光ガイドの資質向上及び人材育成に対し支援を行った。	ボランティアガイドで人材育成の取組をしているが、会員増に結び付いていない。また、端出場、東平ゾーン以外のガイド付き周遊ルートを構築し、受入体制を整える必要がある。	A	
	6 マイントピア別子への誘客促進	平成28年に観光交流施設のリニューアル(温泉・キッズパーク)を行い、利用者が安心安全・快適に利用できる環境を提供し、既存利用者のリピート率向上、子育て世代の利用者増加に努めた。	平成28年度のリニューアル後、減少傾向であり、利用者の増加を図るため、遊具の入替えや新規イベント等を行う必要がある。	B	
7. 運輸交通体系の整備	1 公共交通の拡充整備	生活路線バスの維持・支援、別子山地域バスやデマンドタクシーの安定的な運行、渡海船の運航・維持に努めた。	市内循環バスの導入について協議中であり、継続的に取り組んでいく。 渡海船の代替船建造及び船舶延命劣化調査の検討に取り組む必要がある。	A	
	2 交通結節点機能の充実強化	JR新居浜駅の駅前広場、南北自由通路、駐車場、駐輪場等の整備を行い、交通結節点機能の強化に努めた。	駅南地区でのさらなる交通結節点機能の強化を図る必要がある。	A	
	3 物流機能の充実強化	国道11号バイパス事業への支援や上部東西線・平形外山線の整備、西町中村線・新居浜東港線事業等への支援に努めた。	広域幹線道路、市域内幹線道路の整備や港湾整備については利用企業等の意向も踏まえ、見直しの方向性の立案に取り組む必要がある。	B	
8. 雇用環境の整備・充実	1 雇用対策	合同会社説明会の開催や人材確保に関する補助金制度の充実等により、雇用対策に取り組み、企業の人材確保につながる効果がみられた。	少子高齢化等により、企業の人手不足が続く中、人材確保に向けた取り組みを継続する必要がある。	A	
	2 働きやすい環境づくり	シルバー人材センターの会員数は、企業の定年延長等により減少している。労働環境の改善は、補助金制度の充実等により、従業員が働きやすい環境への改善等がみられた。	労働力の確保や働き方改革を促進するため、今後も取り組みを継続する必要がある。	B	
	3 勤労者福祉の推進	融資金の用途の追加や融資期間の延長など、勤労者のニーズや経済情勢に沿った勤労者融資制度の変更を行うことにより、利用者の増加が図られた。	労働力の確保や定着に繋がるものであることから、今後も継続した支援が必要である。	B	

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
1. 健康づくりと医療体制の充実	1 地域と一体となった健康づくり		健康寿命の延伸を目指し、主体的かつ継続的に栄養や運動、禁煙等の健康づくりに取り組む市民を増やすとともに、地域、学校、職域等の関係機関と連携し、一体となって健康づくりに取り組むことが必要である。	健康都市づくり推進員と協働し、地域における健康づくり活動をさらに活発化するとともに、学校保健、職域、その他関係団体との連携を強化し、より若い世代からの健康意識の改革に努める。	A
	2 母子保健対策の推進		子育て世代包括支援センターの開設により妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行うことで、安心して出産や育児ができ、子ども達の健やかな成長につながるよう継続的に支援に取り組むことが必要である。	子育て世代包括支援センターや関係機関と連携を図り、継続的な支援に取り組む。	B
	3 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療		がん検診の早期発見、早期治療のため、がん検診受診率及び精密検査受診率を向上させる必要がある。メタボリックシンドローム等の生活習慣病の発症予防、重症化予防への取り組みが重要である。	がん検診の受診者数、精密検査受診者数の向上に継続的に取り組む。健診データ等の分析に基づいた健康教育・健康相談に取り組む。	B
	4 こころの健康づくり		心の健康を保つためには、ストレスを解消し、心の不調時には必要な支援が受けられるよう体制づくりが必要である。自殺を予防するためには、人材育成、対面相談、周知啓発に取り組む必要がある。	心の健康についての正しい知恵の普及啓発及び「新居浜市自殺対策計画」に基づき、地域、職域、関係機関等と連携し自殺対策に取り組む。	B
	5 感染症対策の推進		予防接種法等に基づき、乳幼児、学童、高齢者を対象に各種予防接種を実施し、接種率が向上することで、感染症の蔓延を防止することが重要であるため、継続して取り組む必要がある。	予防接種の推進を図るため、予防接種や感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や未接種者への勧奨に取り組む。	B
	6 救急体制の維持・強化と地域医療の確保		救急医療体制維持確保検討委員会などにおける関係団体との協議により、市民への啓発活動、医師確保対策に向けて、より積極的、より効果的に取り組んでいる。	救急医療体制の維持・確保のため、市民への啓発活動・医師確保対策に継続して取り組む必要がある。	B
2. 地域福祉の充実	1 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実		地域活動への住民参加を促す取組やバリアフリー対策の可視化等を実施することにより、共に助け合い、支えあう地域づくりの達成につながった。	地域には様々な福祉ニーズが潜在している一方、住民相互のつながりは希薄になってきており、様々な主体が協働し、地域福祉意識の啓発に取り組んでいく必要がある。	B
	2 地域福祉活動の推進		市民意向調査結果における重要度・満足度は低いが、福祉の活動主体や行政、関係機関が連携し地域課題に取り組むことは地域福祉の根幹であり、望むべき姿の達成に一定の効果があったと検証する。	地域福祉の要である社会福祉協議会活動や民生児童委員活動については、地域福祉の課題解決に不可欠であり、継続して取り組んでいく必要がある。	A
	3 地域福祉担い手の育成・確保		市民意向調査結果における重要度・満足度は低いが、望むべき姿である「みんなで共に助け合い、支えあう地域づくり」を達成のため、地域福祉の担い手の育成・確保は必須であり、効果があったと判断する。	多様な福祉ニーズや課題について、行政だけで対応することは難しく、個々の住民が新たな担い手となれるよう人材の育成と確保に取り組んでいく必要がある。	B
	1 多様な保育ニーズへの対応		一時預かり事業、休日保育、延長保育など各種の保育事業を実施することで、多様な保育ニーズに対応した。	保育の必要な子どもを安全に保育すると同時に今後も保護者ニーズ合わせた事業の展開は必要である。また、保育所等の老朽化に伴う計画的な改修が必要である。	A
	2 子育て支援の充実と連携		市独自の保育料の減額や中学生までの医療費の無償化に取り組むことにより子育て支援が図られた。	少子化対策のための効果的な政策が必要である。	A

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
フィールド4 健康福祉	3. 児童福祉の充実	3 子どもと親の交流の場づくり	地域子育て支援拠点を中心とした子育て中の親子の集いの場づくりに取り組むことにより、子育て支援が図られた。	地域子育て支援拠点を中心に、子育て中の親子の困り感に寄り添える支援や地域全体で子育てを応援する仕組みを作る必要がある。	B
		4 子どもの居場所づくり	放課後児童クラブの受入学年を6年生まで拡充できた。	放課後子ども教室と連携して内容を充実させていく必要がある。	B
		5 援助を必要とする児童・保護者への支援	ひとり親世帯への経済的な援助や児童・婦人相談体制を整え、援助の必要な家庭へ対応するなど、児童・保護者への支援が図られた。また、東新学園の今後の在り方についての方針を決定した。	社会問題となっている児童虐待へ適切に対応すると同時に、「子ども家庭総合支援拠点」の設置が必要である。	A
	4. 障がい者福祉の充実	1 障がい者への理解と社会参加の促進	障がいに対する理解を深める事業や社会参加促進のための施策に実施により、望ましい姿を達成することに効果があった。	障がい者福祉の基本理念であるノーマライゼーションの実現のためには、障がい者への理解と社会参加の促進が図られる施策に取り組んでいく必要がある。	B
		2 障がい福祉サービスの充実	障がい福祉サービスの充実により、障がいがあっても自立した生活を送ることが可能な地域づくりの達成に効果があった。	障がい者は増加傾向にあり、また、重度化、高齢化が見られる中、障がい者が自立して暮らせる共生社会の実現のためには更なる障がい福祉サービスの充実が必要である。	A
		3 地域生活の支援体制の充実	地域の実情に即した障がい者の様々なニーズに対応する地域生活支援事業の実施により、地域での自立した生活の実現につながった。	地域で暮らす障がい者の様々なニーズに対応するため、地域の実情や社会情勢の変化に対応した地域生活支援に継続して取り組んでいく必要がある。	A
		4 施設サービスの充実	福祉サービス提供体制を確保するための必要な施設整備は、障がい者が自立した地域生活を送れる一助となった。	第5期障がい福祉計画に基づく福祉サービス提供体制の確保のため、新規事業者の参入を促すとともに必要な施設整備補助を行っていく必要がある。	B
		5 障がい者の就労支援	望ましい姿である自立した生活を送るため、就労は不可欠な要素であり、就労支援に向けた施策実施は、望むべき姿の達成に向けた効果があったと言える。	障がい者が地域で自立した生活を送ることが出来るよう、企業の障がい者雇用・就労促進を図る施策の展開が必要である。	B
		6 障がい児通所サービスの充実	障がいのある子どもが身近な地域や家庭で生活ができるよう、子どもの生涯にわたる一貫した支援につながる施策の実施は、達成に効果があった。	障がい児が一貫した支援を受けられるよう、受け入れ態勢やサービスの質の確保に取り組んでいく必要がある。	A
	5. 高齢者福祉の充実	1 住み慣れた地域での生活支援	紙おむつ等の支給や理美容サービスなど、介護を要する状態になっても、高齢者が住み慣れた家や地域で暮らしていくことができるよう、高齢者や高齢者を介護する家族に対し支援した。	今後、団塊の世代の後期高齢化など、高齢化が更に進むため、在宅福祉サービスの提供等により、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して暮らせるよう、重点化が必要な施策となる。	A
		2 介護予防の充実	地域の連携をもとに、介護予防教室の開催、健康長寿コーディネーターの配置や健康長寿地域拠点づくり事業など、住民主体の介護予防事業を充実させている。	健康寿命の延伸に向け、介護予防や地域の居場所づくり求められているため、今後も重点化が必要となる。	A
		3 適切で効果的な介護サービスの充実	介護保険事業計画に基づき、高齢者が利用する施設整備をはじめ、適切で効果的な介護サービスの充実を図れている。	介護保険事業計画に基づき、ニーズにあった施設整備などを行う必要があるため、現状のまま維持する取り組みが必要となる。	B

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
6. 社会保障の充実	4 高齢者の尊厳が保持される社会づくり		認知症高齢者SOSネットワークの構築、権利擁護の啓発、見守り活動など地域の支え合いを推進できている。	高齢者の尊厳が保持されるよう、認知症への理解を広め権利擁護活動を支援することはたいへん重要であるため、現状のまま維持する取り組みが必要となる。	B
		5 共に生き支えあう地域ネットワークの充実	老人クラブの活動を支援するなど高齢者の社会参加の促進や、シルバーボランティアの推進など高齢者を地域で支える仕組みづくりに取り組むことで、共に生き支え合う地域ネットワークの充実を図れている。	健康長寿を確立するには、高齢者が生きがいをもち社会参加できるネットワークが必要となるため、現状のまま維持する取り組みが必要となる。	B
	1 生活の安定と自立に向けた支援		生活保護を必要とする生活困窮者に対して、自立に向けて必要な援助や指導を行い、生活保護を適正に実施した。 平成27年4月より生活困窮者自立支援制度が開始され、生活保護受給者以外の生活困窮者に対して、自立相談支援事業を実施し、自立に向けた包括的な支援を行い相談件数も伸びており、事業は定着しつつある。 国においては、生活困窮者自立支援制度の包括的な支援体制を強化するため令和3年度までに必須事業(就労準備支援・家計改善支援)の一体的実施の推進が努力義務とされたが、本市においてはニーズが把握できていないことから事業実施を図りかねている。	今後も生活保護の適正実施に努める。 また、生活困窮者自立相談支援事業の推進に努める。生活困窮者自立支援制度の包括的な支援体制を強化するため、令和3年度までに自立相談支援事業に加え、就労準備支援・家計改善支援事業の一体的実施については、そのニーズを把握し、事業実施に向けた協議検討を進める。	A
		2 介護保険制度の円滑な運営	介護相談員数については計画値を下回っているが、第7期介護保険事業計画となる高齢者福祉計画2018を策定し、当該計画に沿って円滑に事業を進めている。	高齢者福祉計画(介護保険事業計画)は、令和3年度から第8期となり、その後も3年ごとに事業計画の策定がある。当該計画は、高齢者福祉の方針、施策、保険料の決定など、重要事項を決定することとなるため、重点化の必要な施策となる。	A
		3 国民健康保険事業の健全な運営	平成30年度は、県から提示された納付金をもとに必要な保険料を算出し、被保険者の負担能力も考慮しながら適正な保険料率を決定した。 料率の引き上げにもかかわらず、徴収率は高水準を維持している。平成31年度からのコンビニ納付の開始により、徴収員から相談員へ変更を行い訪問徴収から滞納整理に主業務をシフトし、さらなる収納率向上を目指している。 特定健康診査の受診率は上昇しているが、同規模保険者中では下位に位置することから、より一層の向上を目指す必要がある。	今後についても第5次長期総合計画の内容を引き継いで適正な国保行政の推進を図る。	B
		4 国民年金制度の周知	窓口でのわかりやすく丁寧な制度説明のほか、市政だよりやホームページによる広報活動を継続することによって、制度の周知が図られた。	国民年金制度に対する不安を払拭し、納付率を上げ、市民の年金受給権の確保と年金額の増額を側面的に支援していく。	B
	1 生涯学習機会の内容充実	平成3年度に開校した生涯学習大学では、市民の高度化、多様化した学習要求に応えるために大学等との連携を持ちながら、年間20講座程度の体系の事業を継続している。講座構成としては個人の要望を尊重するスタンスを重視し、生涯学習推進員や生涯学習スタッフなどの主体的な関与のもとに多様なプログラムを提供してきた。また、社会の変化に対して対応するための講座も組み込むことで学習社会の構築に貢献している。今後も、市民がより豊かな人生を送るために学びと活動を結び付け、より良い地域づくりを支える人材の育成を図っていききたい。	文部科学省の中央教育審議会の中で、「誰もが生涯にわかり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要」との答申があった。人生100年時代が到来する中で、今後も、学習機会の提供は必要である。	A	

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
1. 学習活動の充実	2 生涯学習関連施設・機能の充実		<p>公民館、生涯学習センター等の工事や学校運動場照明設備のLED化など計画的に整備を図り、施設・機能の充実を図ってきた。しかし、修繕については、緊急対応が必要な修繕が突発的に起きるため、計画通りにできない修繕もあった。</p>	<p>公民館は地域の核となる施設であり、今後も適正な維持管理が必要であり、計画的な修繕、工事を実施する必要がある。別子ハイツ自然学習館については、廃止に向けて、検討していく。高齢者生きがい創造学園については、他の公共施設に機能移転を検討する。</p>	B
	3 高等教育機関との連携充実		<p>開設当時から連携していただいている愛媛大学とは日本文学講座、松山大学とは社会科学に重点を置いた松山大学公開講座を継続実施し、多くの市民に高等教育ならではの学びを提供してもらっている。また地元の新居浜工業高等専門学校では物理、化学など理科系に重点化した講座を展開している。また、総合科学博物館においても学芸員の専門性を活かした自然科学系の講座を提供し、それぞれの講座が、生涯学習大学の基幹講座として定着している。カルチャーセンター的な講座ではなく、知的好奇心を高め、新居浜市のことについて焦点化したプログラムを提供していただくなど、連携が強化されていると感じている。</p>	<p>文部科学省の中央教育審議会の中で、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりのための具体的な方策として、多様な主体との連携・協働の推進」が挙げられている。社会教育行政担当部局で完結させず、市長部局・大学・企業等と幅広く連携・協働する必要がある。</p>	B
	4 図書館機能の充実		<p>司書の専門性を活かし、計画的に図書資料の収集に努め、特に郷土資料については積極的に収集・保存を行った。また、市民のニーズに対応した講座・セミナー、ブックスタート事業等を実施し、市民の読書活動の推進を図った。これらの取り組みにより、図書館機能の充実が図られた。一方で、施設については、図書館システムをバージョンアップするとともに自動貸出機を導入し、利用者の利便性の向上を図ったが、建物の老朽化が激しく、計画的な修繕が必要である。</p>	<p>これまで以上に社会教育施設、情報拠点施設としての役割を求められてきており、時代のニーズを把握し、市民の皆さんへ積極的に情報提供を行う。施設の整備計画を早急に策定し、修繕に努める。</p>	B
2. 地域づくりの推進	1 地域課題を解決する住民活動の推進		<p>各地域のまちづくり推進委員会に公民館事業を委託し、地域課題の解決を目指した事業を実施している。平成26年度から、各校区連合自治会がコミュニティ活性化のための事業を積極的に取り組みだしたことで、公民館事業を縮小し、自治会が行うコミュニティ活性化事業を公民館職員が支援している。そのため、公民館事業を縮小したため、事業参加者が年々減少している。事業運営に精一杯で、事業ふりかえりが十分にできておらず、地域にとって本当に必要な取り組みは何かを模索しているが、住民主体の地域づくりは停滞している。</p>	<p>地域課題を解決するためには、地域づくりのあるべき姿を明確にして、それを達成する事業や活動のPDCAサイクルを住民が学び、実践していく取り組みが必要であり、実践していく中で、自然と住民主体の地域づくりが進んでいくと考えている。</p>	B
	2 地域を担う人材の育成		<p>公民館職員を社会教育主事講習や県公民館連合会及び県教育委員会が主催する各種研修に派遣している。研修で学んだことを事業運営に活かし、事業の工夫や改善が見られるが、公民館職員非常勤職員の事務能力向上が急務であり、地域を担う人材の育成までは至っておらず、住民主体の地域づくりは、今後、地域住民の人材育成が必要である。</p>	<p>住民の自立と主体的な地域づくりを進めていくためには、コーディネーターとなる人材と事務局機能を果たす人材の確保と育成が必要がある。</p>	A
	3 郷土愛を育むための活動の推進		<p>子どもが伝統文化・郷土芸能に触れる機会を、地域住民が主体となり、学校と連携して積極的に提供している。また、市内郷土芸能14団体から成る協議会を中心に、保存活動への取り組みがされている。(文化振興課追記)これらの取り組みにより、幅広い世代における郷土愛の醸成が図られている。</p>	<p>地域独自の伝統文化・郷土芸能を次世代に継承することは、目に見える課題として地域住民が認識しており、住民主体で熱心に活動しているため、継続していく必要がある。また、財政支援や参加者のすそ野を広げる活動への支援を今後行っていく必要がある。(文化振興課追記)</p>	B

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
	3. 家庭、地域の教育力の向上	1 子育て世代に対する家庭教育の充実	地域の主任児童委員や子育て経験者などが中心となって、子育て世代に交流機会を提供することで、地域で子どもを育てる雰囲気醸成が図られた。	核家族が増え、同居する親や親戚からの家事や育児のサポートを得ることが難しくなるなど、世代間の相互扶助機能が低下しているため、地域全体で子育て世代の家庭教育を支援する必要がある。	B
		2 学社融合の推進	地域住民が学校に入り、登下校の見守り、環境整備、授業補助などの学校支援活動を実施することにより、子どもたちに地域住民に対する挨拶や感謝の気持ちをもって接するなどのよい効果が表れた。地域住民が子どもたちの通学や学校活動に目を向けることで、地域連帯感の向上につながり、さらにそこから地域の教育力向上につながっている。	今後はコミュニティ・スクールの導入を踏まえ、これまでの学校支援だけではなく、双方向の協働活動ができる体制に発展させていく必要がある。	A
		3 青少年健全育成の推進	放課後子ども教室推進事業を行うことで、子どもたちの安全な居場所づくりを促進することができ、社会全体で子どもを守り育てる雰囲気醸成が図られた。また、各地域の少年補導委員が補導活動を計画的に行うなど、地域全体で子どもを見守る体制がつけられている。	全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うためには、地域全体で子どもを育てる体制をつくる必要がある。また、市内全域の少年の動向を見渡し非行を防止するためには、地域の大人が、地域の少年の状況をよく知り、子どもたちに接する機会を多く持つことが大切であり、少年補導委員による補導活動は継続して行う必要がある。	B
フィールド5 教育文化	4. 学校教育の充実	1 地域に開かれた特色ある学校づくり	夢広がる学校づくりとして実施してきた特色ある学校づくりについて、後期計画ではESD推進事業として各小中学校で毎年テーマを設け、創意工夫を凝らした教育を展開している。その間、平成29年度には市内全小中学校がユネスコスクールとなった。また、平成30年度からはSDGsの目標を各小中学校で作成するESD推進事業計画書に示すことにより、目指す方向性の共通認識が図られ、具体的な取り組みへとつながっている。また、学校へ行くデイについては、学校における授業や行事を公開することにより、地域に親しみをもってもらう学校づくりとなった。	国連が掲げるSDGsは2030年までが目標年となっていることから、引き続きESD推進事業における目標に位置付け、各小中学校が自主的・自立的な取り組みとして特色ある学校づくりを実施することにより、将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手を育む教育の深化を図る。また、学校へ行くデイについては、令和元年度から市内全小中学校がコミュニティ・スクールとなったことから、学校へ行くデイという事業の目的は一定の成果をあげ、地域と学校がコミュニティ・スクールの流れの中で、より密接な関係を構築し、協働して教育活動を推進するようになったことから、廃止してよいと考える。	B
		2 社会変化に対応した多様な教育の推進	平成29年度までのフランクリン市へのホームステイと、平成30年度のコンコーディア大学での語学研修や各種体験プログラムを通じて、それぞれの国の文化、経済、生活習慣等の違いを肌で感受することができた。これらの経験により、生徒たちが国際理解・異文化理解の認識を深め、国際社会に貢献できる人材の育成と本市の外国との友好親善を図ることができた。また、帰国後は報告会等の場で訪問の成果を発表し、国際理解の推進の一助となった。	学習指導要領改訂を来年度(小学校)と再来年度(中学校)に控え、小学校高学年での教科化による授業数の増加など、これからますます子どもたちが英語に触れ学習する機会は増えていく。新居浜市の児童・生徒の英語力向上と国際理解教育を一層推進する観点から、今後も継続して取り組んでいく。	B
		3 児童・生徒の健全育成	児童・生徒の不登校等対策として、複雑化・多様化する要因に適切に対応するため、社会福祉士への業務委託を開始するとともに、スクールソーシャルワーカーを1名から2名へと増員し、個に応じた細やかな相談業務、適応指導を実施した。学校現場からも教員の負担が軽減されたという声が聞かれ、子どもと向き合う時間が増えたことで、児童・生徒の健全育成につながった。また、放課後まなび塾を拡充し、児童の学習習慣の定着や学力の向上を図ることができた。	後期計画期間においてスクールソーシャルワーカーの増員等を行ったが、支援を必要とする児童生徒が多く、相談業務がひっ迫している状態であり、専門性のある支援員を更に増員する必要がある。 放課後まなび塾についても長期休業中の実施など充実を図る必要がある。	A

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
		4 教育施設・教育環境の整備充実	教育施設に関しては、耐震基準を満たしていなかった小・中学校及び幼稚園の施設について、耐震補強工事を完了することができた。また、屋内運動場や特定天井を有する施設の天井や照明器具の落下対策など、非構造部材の耐震対策も実施できた。老朽化していた泉川小学校南棟については、長寿命化改修工事を行い、質の高い改修を行うことができた。教育環境の充実としては、図書館支援員を各学校に配置し、学校図書館の充実を進めることができた。一方、学校の適正規模の検討については、現時点でも協議、検討中であり、方針は決定していない。給食施設整備については、センター方式で整備を進める方針決定は出来たものの、整備候補地の選定に時間を要している。	教育施設については、建築後40年を超える建物が多い中、長寿命化改修、改築などを検討しながら、施設の維持、ニーズに合った施設を整備していく必要がある。また、新学習指導要領ではICT機器の整備が必要な内容となっているため、実施可能なICT機器の整備を行い、十分な活用ができるよう教員の研修の充実、ICT支援員の配置などを進めていく。学校の適正規模の検討については、協議、検討を進め、方向性を決定する。給食施設整備については、用地の選定を早期に完了し、給食センターの整備を行い、安心、安全な給食の提供を行える環境を整える必要がある。	A
		5 幼児教育の推進	幼児教育を推進するため、私立幼稚園就園奨励補助事業において、段階的な保護者負担軽減を図ってきた。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始となったことから就園奨励補助事業は終了となるが、新たに施設等利用給付事業として、入園料・保育料に対する給付等を行い、保護者負担軽減を図ることで、幼児教育の充実につながっている。	幼児教育・保育の無償化が開始となったことから、幼児教育の充実が一層図られるように努める必要がある。また、公立幼稚園の今後の在り方については、保育園も含めた総合的な検討を行った後に判断していく必要がある。	A
5. 特別支援教育の充実		1 早期からの教育相談・支援の充実	相談体制の充実により、早期発見・早期支援に取り組めた。幼稚園、保育所のスタッフのスキルアップを図る園内研修支援事業が実施できた。	早期発見に有効な巡回相談を充実させて、また支援者等のスキルアップを図ることで、支援を充実させる。	B
		2 特別支援教育の充実・体制の整備	特別支援学級数の増加、児童の障がいの多様化に対応して、学校支援員・学校生活介助員を配置することにより、児童の学習効果を高め、安心して教育を受ける環境を整えることができた。	児童の障がいは多様化しており、児童の一人一人のニーズに対応するため、学校支援員・学校生活介助員を継続的に配置し、支援の充実を図る。	A
		3 地域生活における自立に向けた支援体制の整備	市内に新居浜特別支援学校(知的障がい)及び高等部、川西分校(肢体不自由)が設置されたことにより、特別支援教育の体制が充実されて保護者の負担が軽減された。また、小中学校において必要に応じて特別支援学級を設置するなど、児童の個性に応じた教育環境の整備が図られている。	幼児期の早期療育、学校での特別教育支援、その後の就労をはじめとする社会的自立など生涯にわたる一貫した支援を行うために、教育と福祉の連携を推進し取り組む。	B
		1 芸術文化活動の推進	子どもから大人まで広く市民が触れることができる様々な文化事業を実施することができたが、文化芸術の担い手の高齢化等の課題が顕著となっている。	あかがねミュージアムを拠点とした文化事業を継続して実施するとともに、文化芸術を担う若手の育成や、文化団体の活動内容を広く情報発信していく取り組み、財政支援を行う必要がある。	B

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
6. 芸術文化の振興	2 芸術文化施設の整備・充実		新たな文化施設ができたことにより、施設を拠点とした、市内の様々な団体が参画した文化活動が多く行うことができた。また、美術だけでなく演劇を中心とした新たな文化芸術が市民の中に育まれている。	新居浜市の文化芸術を支えてきた市民文化センターの整備検討を行い、今後も文化芸術活動の場として提供していく必要がある。	A
	3 文化財の保護と活用		平成30年に「旧広瀬氏庭園」が国名勝に、平成31年に「銅山峰のツガザクラ群落」が国天然記念物に指定された。また、正光寺山古墳群は歴史を学べる公園として整備され、平成25年に市史跡に指定された。平成28年に整備された郷土資料室「ふるさとラボ」において正光寺山古墳群出土品展を開催したほか、あかがねミュージアムにおいて「銅山峰のツガザクラ展」を開催、市内の文化財の周知啓発に努めた。これらの取り組み等により、文化財の保護、文化財を活用したまちづくりを推進することができた。	銅山峰のツガザクラ群落の保存管理計画策定をはじめ、引き続き文化財の適切な保存、継承、整備を進めるとともに、広く情報発信を行い、市民の文化財に対する理解の促進を図る必要がある。	B
7. スポーツの振興と競技力の向上	1 社会体育の推進		各種スポーツ教室等を通じて、市民が日常生活の中で体を動かす機会を提供することにより、一定程度は市民がスポーツを楽しむ機会を提供できた。	体を動かす機会が限られている高齢者など、さらに多くの市民にスポーツを楽しむ機会を提供できるよう取り組んでいく必要がある。	B
	2 競技スポーツの振興		中学生、高校生を対象に、全国レベルの指導者に指導を受ける機会や、全国レベルの学校と交流する機会を提供することにより、全国大会への出場など、競技力の向上が図られた。	市内の県立高校へのスポーツ特別コースの創設も実現したが、優秀選手が市内に定着するよう、2022四国インターハイも契機として、更なる競技力向上に取り組んでいく。	B
	3 施設環境の整備		愛媛国体を契機として、老朽化が進む一部施設の環境整備(補修)に取り組むことができ、市民が安心・快適にスポーツに親しめる施設環境の充実が図られた。	現状の施設の維持管理に努めるとともに、将来の施設の在り方を取りまとめた「総合運動公園構想」に基づき、具体的な取組を進めていく必要がある。	B
8. 近代化産業遺産の保存・活用の充実	1 別子銅山の近代化に携わった人々に学び、伝承・発信を促進		別子銅山東京展開催、端出場3DCG映像製作など各種情報発信の実施により市内内外へ情報発信が促進された。	我が国の近代化の縮図、本市発展の礎として別子銅山の歴史の学習と将来への伝承のため、各種情報発信による市民意識の醸成が必要。	B
	2 別子銅山近代化産業遺産のネットワークの促進		全国近代化遺産連絡協議会の総会、イベントを通じて文化庁、各都市との情報共有、ネットワーク促進を図られた。	全国近代化遺産連絡協議会を通じたネットワーク促進を継続する。	B
	3 別子銅山近代化産業遺産の保存・整備の推進		旧端出場水力発電所保存活用計画作成、耐震補強等工事の着手。山田宅3棟の保存整備工事、市所有2棟と30年度寄贈4棟の計6棟について保存活用計画策定。広瀬邸の庭園整備、国名勝指定。これらの取り組み等により、産業遺産の保存・整備が推進された。	旧端出場水力発電所の一般公開に向けての整備、公開活用。住友山田宅の保存整備、周辺整備を含む公開活用。旧広瀬邸の保存整備計画、工事着手。	A
	4 あかがね基金の育成		各イベント、ホームページによる周知により、あかがね基金のより一層の周知・育成を図り、基金を活用した保存整備工事を実施することにより、世界に誇れる近代化産業遺産を後世に残し、市民が郷土に愛着と誇りが持てるまちづくりの推進を図った。ここ数年は直接寄附はなく、ふるさと納税を通じた寄附が主である。	今後もふるさと納税制度を通じた周知を中心に、産業遺産の保存整備の財源として活用することで周知を図っていく。	B
	5 多喜浜塩田文化の保存・継承		地域住民が主導となり、塩づくり体験や枝条架掛け替え等を行うことで、多喜浜塩田文化の保存・継承を図ることができた。	住民主導で取り組めてはいるが、指導者は高齢者が中心となっており、若い世代の後継者作りを考えていく必要がある。	B

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
1. 安全安心な生活空間の形成	1 交通安全対策の推進		交通安全教室の継続的な実施等により、交通事故の発生件数は大幅に減少している。また、運転免許証自主返納促進事業の実施により、高齢者ドライバーの免許返納促進も効果が認められる。	高齢者ドライバーの増加が予想されることから、運転免許返納促進は引き続き行う必要がある。	A
	2 防犯対策の推進		刑法犯認知件数は大幅に減少している。防犯カメラ設置助成は効果が認められる。	防犯協会へのカメラ設置助成は引き続き行う必要がある。また、啓発事業も防犯協会等と協力して実施する必要がある。	A
	3 防災体制の強化		防災ラジオ、防災アプリ等情報伝達手段が整備された。校区防災訓練も定着し、防災意識の向上がみられる。	総合防災拠点移設完成に伴い災害対応の組織の見直し、防災センターを活用した啓発に努める必要がある	A
	4 安全安心のまちづくりの推進		空家対策協議会を設置し、計画的に管理放棄住宅の適正管理、撤去、利活用に繋げることができた。	管理放棄住宅の増加が予想されることから、今後も引き続き組織的な対応の必要がある。	A
2. 消防体制の充実	1 警防体制の充実		消防車両及び資器材の更新整備、消防救急無線のデジタル化を計画的に実施したことで、警防体制の充実に効果があった。	車両及び資器材等については計画的に交戦整備し、南消防庁舎の大規模改修等については最重要課題として具体的に計画していく必要がある。	A
	2 予防体制の充実		危険物・高圧ガス等規制、消防用設備指導、違対象物の是正強化等、各種取り組みにより予防体制の充実が図られた。	予防査察の推進及び住宅防火対策の広報について、引き続き取り組んでいかなければならない。	B
	3 救急救助体制の充実		救急救助資器材の計画的な更新整備等、すべての取り組みにおいて計画どおりに事業を実施し救急救助体制の充実につながった。	救急救助資器材については、引続き計画的に更新整備を図るとともに、救急車の適正利用について広報を強化していく必要がある。	B
	4 消防団の活性化		消防分団詰所等の計画的な整備、消防団車両及び資器材の更新整備により、消防団の活性化に効果があった。	消防団詰所等の計画的な整備と車両及び資器材の更新整備は引き続き行うとともに、新規団員の確保に努めていかなければならない。	B
	5 消防の広域化		消防広域化については、県内において協議を継続しているが、具体的な方針は決定されていない。	令和6年4月までを新たな消防広域化の推進期限としているため、引き続き協議を行っていく。	B
3. 消費者の自立支援と相談体制の充実	1 消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化		消費生活相談員(3名)が研修等に参加し知識向上に努めることにより、窓口機能の充実が図られ、斡旋による解決等、消費者問題への適切な対応が図られた。	今後も相談体制の充実を図るとともに、各団体とのネットワークの強化を目指す。	B
	2 消費生活改善の意識啓発と情報提供		出前講座や市政だより、ホームページなどを通じて消費者保護に関する情報提供を行ったが、若年層、高齢者層を中心に浸透が図られているとは言い難い。	特に若年層への啓発を強化していく必要がある。	B
	3 適正な計量の推進		特定計量器の定期検査や市内量販店等への量目立入検査の実施など適正な計量行政を進めており、消費者の普及・啓発が図られた。	引き続き計量思想の普及啓発を進めていく。	B

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
フィールド6 自立協働	4. 男女共同参画社会の形成	1 男女共同参画の意識の高揚	男女共同参画に対する意識はかなり浸透してきたが、参加者の固定化や年代による相違も見られ、さらに市民の関心と理解を深める必要がある。	新たに制定する第3次計画に基づき、男女が意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会づくりに取り組む必要がある。	A
		2 DV対策の推進	身近な相談窓口として配偶者暴力相談支援センターは認知されてきており、年間200件前後の相談を受けている。相談から自立支援まで、関係機関と連携をとり、被害者支援を行っている。	DVの防止から被害者の自立までの総合的な支援のため、関係機関とのさらなる協力体制と相談員の資質向上・養成のための計画的な取り組みが必要である。	B
		3 女性の政策・方針決定の場への参画推進	女性の委員登用に向けて担当課と協議しながら取り組んできたが、目標の50%達成は困難である。	女性の積極的な参画推進に向け、引き続き取り組む必要がある。	B
		4 エンパワメントの支援	女性総合センターの施設整備について、平成30年度に今後10年間の施設整備計画を作成した。	安心安全に活用できるよう老朽化した施設の計画的な整備と、活動と交流の拠点として様々なニーズに合わせた取り組みが必要がある。	B
5. 人権の尊重	1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進	社会における人権教育の分野では一定の成果があったが、啓発事業等については参加者が減少しており目標値の達成も困難である。	様々な差別が今なお残っているため、さらに多くの市民に参加していただける内容の教育・啓発事業等を推進する必要がある。	A	
	2 学校における人権・同和教育の推進	全教育活動を通して差別を「しない、させない、許さない」児童・生徒を育成する教育実践を積み重ねることができた。	異校種での連携について、十分とはいえないので、今後も地域ぐるみで差別解消に向けた実践力を高めていけるようにしたい。	B	
	3 人権擁護体制の充実	人権擁護課での相談対応について市民への周知を図って、様々な人権相談に対応した。	様々な内容に関わる人権相談について適切な対応ができるよう、職員のスキルアップが必要である。	B	
6. 地域コミュニティの充実	1 地域コミュニティ活動への支援	コミュニティ補助事業により、自治会等への活動支援、財政支援が図られている。	引き続きコミュニティ等への支援を続けていく。	B	
	2 地域再生への体制づくり	コミュニティ再生事業交付金の活用により、地域の活性化や魅力づくりが進んできた。	地域を運営する持続可能な組織づくり、仕組みづくり、拠点づくりを進める必要がある。	A	
	3 移住・定住の促進	移住支援住宅の整備や移住フェアへの参加などに取り組んだほか、情報発信サイトの構築、運営を行った結果、移住実績はあったものの、社会減少の改善には至っていない。	移住希望者の動向、ニーズを把握し、移住者に選んでもらえる環境づくり、事業展開に取り組む必要がある。	A	
7. 多様な主体による協働の推進	1 推進体制及び制度の整備	協働事業市民提案制度の終了により協働に関する意識、関心は低下傾向にある。	今後は市内の中間支援組織を中心に協働やネットワークを進めていく。	C	
	2 人材の育成と自治体経営力の向上	各種の研修などにより人材育成や能力開発が進みつつある。	引き続き研修等の充実により時代が求める課題能力を身につけることを進めていく。	B	
	3 中間組織への支援と連携強化	協働オフィスについては、運営協議会による自主運営が安定化しつつある。	協働オフィスを中心に団体間のコーディネートやマネジメントの強化を図る必要がある。	B	
	4 ボランティアの推奨	出前講座や公共施設愛護事業の実績は順調に推移しているが、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制づくりへの取り組みは十分ではない面もあった。	引き続きボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを進める。	B	

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
		5 NPO活動への支援	協働オフィスにおけるリソース機能の利用ニーズは高い傾向が続いているが、NPOの設立・活性化のための支援等、多様な公共サービスの提供については十分取り組むことができていない。	団体間のネットワークや新たなNPO、サービスの提供を目指していく必要がある。	B
8. 国際化の推進		1 国際交流の推進	友好都市(徳州市)との交流は滞ったままである。	新たな都市間交流を展開し、地域の国際化とグローバルな人材育成を進める。	A
		2 多文化共生社会の推進	多言語による情報誌の発行、日本語教室、日本語教師養成講座などの実施により外国人への支援、情報提供が図られ、多文化共生に対する意識啓発が図られた。	引き続き国際化に関する事業の拡充を図り、生活支援の充実と人材育成を図る必要がある。	B
		3 国際化を進める体制づくり	国際交流協会の設立や国際交流員の配置により、地域の国際化の拠点づくりが図られた。	協会を中心に増えている在住外国人の生活支援と地域の国際化を進める必要がある。	A
1. 開かれた市政の推進		1 コミュニケーション型広報の推進	より親しみやすく、読みやすい広報紙を目指し、レイアウトやカラーページを増やしたり、公募市民モデルを紙面に登場させるなどの工夫を行っている。直近のアンケート(H30)において6割以上の市民が読みやすいと回答しており、親しみやすさ・可読性に関しては一定の効果があったと言える。	より市民が親しみやすい広報媒体の制作に努め、情報提供を継続する。	B
		2 情報提供メディアの複合的な利活用	市政だより、ホームページ、CATV、メールマガジン、コミュニティーFMのほか、フェイスブック、ツイッター、LINEなどのSNSや、CATVで放送した行政広報番組を動画配信サービスのYouTubeを利用した配信などを行っている。H25年度からは、スマートフォンアプリ「新居浜いんふお」を導入。タブレットを含むスマートフォン利用者は、いつでも・どこからでも市政情報を見ることができるようになっており、情報提供メディアの複合的な利活用が図られた。	各広報媒体の特性を生かした効果・効率的な広報を行うことにより、タイムリーかつ開かれた情報提供を行っていく。	B
		3 対話型広聴の推進	平成28年度より市政モニターの定員を増員し、少人数会議制からアンケート調査を中心とした制度に見直しを行うなど、より多くの意見が得られるような対話型広聴の推進を図った。また、連合自治会との共催で開催している「まちづくり校区集会」については、市職員が課題設定の準備段階から参画する「地域コミュニティ支援員」制度を通じ、校区の実情に応じた地域課題の解決に取り組んでおり、地域との対話型広聴の推進が図ることができた。	住民参加型の集会とした定着している「まちづくり校区懇談会」の参加者の固定化(各種団体役員など)が見られることから、より参加しやすく、対話が図れるような手法について、市民部も交えた検討を行う必要がある。	B
		4 情報公開制度等の充実	ホームページにおいて審議会等の公開や、審議会等委員の市民公募、パブリックコメントによる意見募集を行っているが、公募委員の割合の伸びやパブリックコメントの件数について上昇は見られず、横ばいの結果となった。	情報公開に関する施策を継続し、情報公開制度のさらなる充実を図る。	B
		1 質の高い行政運営	行政改革においては、先進事例等を研究し、本市においても展開できるものは展開し、市民サービスを向上することができた。行政評価については、より有効な制度となるよう、適宜制度の見直しを行えた。	少子高齢化や財政状況が厳しくなることが予想される中、行政改革や行政評価による効率的な事業の実施は、ますます重要となってくる。今後は、職員の意識やスキルの向上に努めるとともに、引き続き先進事例等の調査研究を進め、行財政改革を推進する。	A

フィールド	施策	基本計画(後期計画)	検証	今後の取組みの必要性	今後の方向性
計画の推進	2. 効果・効率的な自治体経営の推進	2 組織の効率化と職員の育成	人材の確保としては、新たな試験区分を設け受験者数増という一定の成果が出ている。人事評価制度では、業績評価の人事評価反映の本格実施にむけ制度設計等に取り組んでおり、職員研修においては、若手職員を対象としたプロジェクトチーム方式による政策形成研修に取り組んでいる。また、人材育成のツールとして職員提案制度の見直しも実施し、数多くの提案があった。	組織の効率化と職員の育成を図る手段として、「人材の確保・定員管理」、「人事評価制度」、「職員研修」を関連づけて実施していく必要がある。	B
		3 健全財政の維持	課税の適正化と公売等の取り組みにより徴収率の向上がみられた。財政運営に係る各指数も数値の改善がみられた。	今後も人口減少がさらに続くと思われるため、市税の減少は避けられない。今後も引き続き効率化と徴収率の向上に取り組み、整備された公会計等を活用して、市財政の課題の分析と解決を図る。	B
		4 アセットマネジメントの推進	施設の維持管理に関しては、老朽化が激しい施設もあり、対応を望む声もあるものの、効率的にアセットマネジメントを行い、概ね市民も満足する内容となっている。また、公共施設再編計画を策定したことにより、今後、各施設の個別計画を策定する際の、基本的な考え方を示すことができた。	施設の統廃合については、消極的な意見が多くなることが予想されるが、今後市を運営していく中では、現存施設数をそのまま維持することは現実的ではなく、具体的に施設の統廃合の検討を実施する必要がある。	B
		5 広域行政の推進	移住促進や観光客誘致、ものづくり人材の確保・育成等に向けて、プロモーションや企業説明会・研修の開催等を東予東部圏域(西条市、新居浜市、四国中央市)で連携して行うことで、より広範囲を対象に実施できた。	少子高齢化等による人口減少が進行するに伴い、自治体間連携の重要性はますます高まることから、今後も継続して事業連携を行う必要がある。	B
		3. 情報通信技術(ICT)の利活用と市民サービスの向上	1 行政機能の向上	基幹・庁内LANシステムを更新し、行政機能の向上を図った。新居浜高専に期日前投票所を設置し、市民の利便性を向上させた。	東予自治体クラウド推進協議会で自治体クラウドの実現に向け協議を進める。期日前投票所の増設は現時点では困難との判断しているが、投票環境の向上のため移動支援等今後も引き続き検討する。
	2 デジタル基盤の整備		光ファイバーケーブルの敷設により、市内全域が超高速ブロードバンド利用可能地域となった。最新の無線技術を利用したサービス(BWA)もハートネットワークにより開始された。	今後もICT技術の急激な進展が見込まれることから、最新の情報を収集するとともに、実現可能な技術を推進していく必要がある。	B
	3 情報セキュリティ対策の推進		マイナンバー制度の導入に伴い、庁内LANから外部インターネット環境を分離し、機密性はもとより、可用性や完全性の確保にも十分配慮された攻撃に強い内部ネットワーク等の構築を図ることができた。	内容的に期限を設けるものではないことから、継続して情報漏洩の防止に努めるとともに、セキュリティ研修により職員の情報保護の意識を高める。	B

※今後の方向性 A:重点化する B:現状のまま維持する C:簡素化(縮小)する D:他と統合する E:廃止する